

別紙

アイドリングストップ支援機器 車両別請求内訳

会社名

記入不要

〇〇運送株式会社

営業所・支店名

本社営業所

アイドリングストップ支援機器導入機器内容							
No.	東ト協 指定番号	導入機器 (該当機器を○印で囲む)	メーカー名 機器名(型式)	補助対象経費 本体購入価格 (税抜)	トラック協会 請求金額(円)	導入日	装着車両 登録番号
1	ISO〇〇	蓄熱マット エアヒータ 車載バッテリー式冷房装置	株H あったかマット (HM-×××)	20,000	10,000	令和〇年 〇月 〇日	品川100あ〇〇××
2	IS×××	蓄熱マット エアヒータ 車載バッテリー式冷房装置	株J エアヒータ (EW-◇◇)	340,000	60,000	令和〇年 〇月 〇日	品川400い××▲▲
3		蓄熱マット エアヒータ 車載バッテリー式冷房装置				年 月 日	有・ 無
4	【別表】令和7年度アイドリングストップ対象機器一覧を参照 「導入機器」欄は該当の機器の種類を○印で囲む					年 月 日	有・ 無
5		蓄熱マット エアヒータ 車載バッテリー式冷房装置				年 月 日	有・ 無
計							

*国の補助を受けた場合、全ト協補助分は対象外。

※ 補助台数は、1社につき機器5台まで。また、車両1台にエアヒータと車載バッテリー式冷房装置の両方を導入した場合、補助対象となるのはいずれかの機器1台のみ。

【記載例】別紙「アイドリングストップ機器 車両別請求内訳」

国の補助制度を受けているときは“有”に○
※“有”の場合は全ト協分の補助対象外

請求金額(補助金額)は

「蓄熱マット」

→機器本体の購入価格の2分の1額(千円未満切り捨て)か
上限額10,000円のどちらか低い額

「エアヒータ」、「車載バッテリー式冷房装置」

→機器本体の購入価格の2分の1額(千円未満切り捨て)か
上限額60,000円のどちらか低い額

例1)購入価格15,000円の蓄熱マットを申請する場合

$15,000円 \times 1/2 = 7,500円$

→上限額の10,000円より低い額なので、

請求金額(補助金額)は7,500円

例2)購入価格300,000円のエアヒータを申請する場合

$300,000円 \times 1/2 = 150,000円$

→上限額60,000円より高い額なので、

請求金額(補助金額)は60,000円(上限額)

請求書、リース契約書等に記載されている

機器本体の購入価格(税抜)を記入 ※取付費等の付帯費用は含まない